

古河市ネーミングライツ事業命名権者募集要領（令和4年5月改定）

1 趣旨

この要領は、本市が選定した施設におけるネーミングライツ命名権者（以下「命名権者」という。）の募集を行うにあたり、古河市ネーミングライツ事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。

2 対象施設

ネーミングライツを導入する対象施設については、スポーツ施設、公民館等集会施設、道路、公園、歩道橋など市が設置している公の施設とします。

※対象施設は、別紙「古河市ネーミングライツ事業対象施設」をご覧ください。

3 権利の内容

(1) 対象施設の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用します。

市民に親しまれ、かつ施設のイメージアップに繋がる名称（愛称）を付与するため、命名権料等を含めネーミングライツ審査委員会において審査を行います。

(2) 募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。

(3) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称の変更はできません。また、必要に応じて愛称と条例上の名称を併記したり、条例上の名称を単独で使用する等の対応をすることがあります。

4 希望契約期間

原則3年以上5年以内とし、協議により決定します。

5 命名権料

(1) 提案金額

対象施設ごとに市で希望金額（年額）を設定しています。提案金額が希望金額を下回る場合であっても応募を受け付けておりますが、事前協議が必要となります。

(2) 命名権料の支払い

決定した命名権料は、市が発行する納入通知書により原則として年度ごとに一括でお支払いただきます。

6 募集方法

(1) 応募資格

法人とし、要綱第3条の規定に該当する場合は応募できません。

(2) 応募方法

次の応募先まで必要書類を郵送（一般書留等）又は持参により申込みください。

〈応募先〉

〒306-0291 古河市下大野2248番地

古河市役所 財政部 財産活用課 財産活用係（総和庁舎 第1庁舎2階）

〈必要書類〉

- ① ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）
- ② ネーミングライツ事業（新規）申込みに係る誓約書（様式第2号）
- ③ 法人の概要を記載した書類（会社案内・パンフレット等）
- ④ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ⑤ 法人の登記事項証明書
- ⑥ 最新の事業計画書
（記載内容例） a事業に関する概要・実績・収支状況・計画等
b社会貢献（社会貢献等の理念・活動実績・今後の計画等）
- ⑦ 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
及び事業報告書
- ⑧ 市税に滞納がないことを証明する書類（証明願等）

(3) 留意事項

- ① 応募に係る必要な経費は、全額応募者の負担とします。
- ② 必要に応じ、追加資料の提出が必要な場合があります。
- ③ 提出書類等は返却いたしません。
- ④ 提出書類等は、関係機関に意見を聞く目的で使用することがあります。
- ⑤ 命名条件が設定されている施設がありますので、詳しくは「古河市ネーミングライツ事業対象施設」をご確認ください。

7 募集期間

随時提案を受け付けます。ただし、閉庁日（土・日曜日、祝日、12月29日から1月3日）を除く、午前8時30分～午後5時15分までを受付時間とします。なお、応募期間ごとの選定期間については、下記のとおりとします。

応募期間	選定期間（優先候補者の決定）
5～8月の応募	9月選定
9～12月の応募	1月選定
1～4月の応募	5月選定

8 選定の方法（契約までの流れ（5月～8月応募の場合））

内 容	時期（例）
①優先候補者の決定 ネーミングライツ審査委員会において、ネーミングライツ優先候補者の適否を審査※1する。当該委員会からの審査報告を踏まえ、市長が優先候補者を決定し、すべての応募者に対し、ネーミングライツ事業優先候補者審査結果通知書にて、可否の通知をする。	9月
②優先候補者と協議 市は決定した優先候補者と協議※2を行い、相手方とするか否かを決定し、ネーミングライツ事業協議結果通知書により、当該優先候補者に通知する。	10月
③契約の締結 市は決定した相手方とネーミングライツ事業に関する契約を締結する。契約締結後、新名称（愛称）の使用開始に向け、市は命名権者及び新名称を公表し、命名権者は看板表示の新設・変更等を行う。	11月

- ※1 詳しくは「古河市ネーミングライ事業優先候補者審査基準」をご覧ください。
- ※2 名称変更に伴う看板の新設や変更等について、詳細協議を行います。

9 名称変更に伴う費用の負担

(1) 命名権者の費用負担

名称変更に伴う敷地内外の看板表示の新設や変更・維持管理費用、契約期間終了後の原状回復費用は命名権者の費用負担（命名権料とは別途負担）となります。

また、施工については、施設所管課や関係部署との協議となります。

(2) 市の費用負担

市が新たに発行する広報やパンフレット、市が管理するホームページ等の名称変更費用は市の費用負担となります。

10 失格事項

提出書類に虚偽の記載があった場合や応募に際して不正行為があった場合は、選定の対象から除外又は失格するものとします。

お問合せ先

古河市役所 財政部 財産活用課 財産活用係

電話：0280-92-3111（代表）

FAX：0280-92-3088

電子メール：zaisan@city.ibaraki-koga.lg.jp

ネーミングライツ手続きフロー図

